破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５５９号
札幌市東区北21条東14丁目１番27―202号
債務者　千葉　美幸
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７１１号
札幌市豊平区豊平８条９丁目１番16号
債務者　熊谷　杏奈（旧姓鈴木・蓬田・大橋）
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７３５号
北海道恵庭市島松旭町３丁目６番３号
債務者　松本　純子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７５７号
札幌市中央区南４条西14丁目２番２号　ブロード414―201号
債務者　若山　竜太
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７６１号
札幌市白石区東札幌５条６丁目４番20号　リバ・ストーリーＥ―101号
債務者　庄司可奈子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９６号
埼玉県所沢市大字上山口178番地の７　クレール上山口101
債務者　杉山　　英
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２７１号
愛知県一宮市大和町妙興寺字仏供田76番地　ライベックスＶ・Ａ―106号
債務者　米山　満鶴
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１０４号
愛知県岡崎市柿田町１番地21　Ｉ　ＨＩＬＬＳ　ｋａｋｉｔａ　101
債務者　稲嶺　裕介
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５５５８号
大阪市旭区中宮２丁目９番３号
債務者　山下　光男
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２８３号
大阪市大正区泉尾１丁目26番15号泉尾ハイム402号
債務者　阿原　剛司
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９６９号
大阪府摂津市千里丘１丁目４番15―603号
債務者　大黒　絢加
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０１２号
大阪府八尾市青山町５－８－11　プレジール青山Ｆ、住民票上の住所大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅14―204号
債務者　清水　隆弘
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３８０号
大阪市平野区背戸口４丁目11番24号　サンライズ有601号室
債務者　河村　美恵（旧姓山村）
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５７３号
大阪市浪速区敷津西２丁目15番９号　エレガントハイツ203号
債務者　杉村　幸二
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５７８号
大阪市天王寺区大道４丁目１番８号　ベルメゾンナカエ３Ｂ号
債務者　富永正子こと　ＫＩＭ　ＪＵＮＧＪＡ　金　　貞子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６０８号
大阪府東大阪市箕輪３丁目６番20号　104号、前住所大阪府寝屋川市木屋元町３番７号（302号）
債務者　永井　　功
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６８４号
大阪市鶴見区鶴見２丁目８番１―408号
債務者　喫茶ロードこと　内野　泰郎
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部